MSSA

一般社団法人 宮城県警備業協会 〒981-3105 仙台市泉区天神沢一丁目 4 番 11 号 TEL 022-371-0310 FAX 022-772-6466 info@mssa.jp http;//www.mssa.jp



令和6年7月17日

加盟会員の皆様へ

「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」の策定について (お知らせ)

宮城労働局長から「個人事業者主等の健康管理に関するガイドラインの策定につい て」の通知文が入りました。このガイドラインは個人事業者等が健康に就業するため に、個人事業者等が自身で行うべき事項や配慮すべき事項を周知し、それぞれの立場 での自主的な取り組みを促すものです。具体的にはガイドラインの基本的な考え方、 個人事業者等による自己管理、注文者等の対応がまとめられております。

なお、個人事業者等については、事業を行う者のうち労働者を使用しないもの及び中 小企業の事業主又は役員とされておりますのでご了解ください。

~厚生労働省ホームページより~ 【参考資料】

個人事業者等の健康管理に関するガイドラインの策定について | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

個人事業者等の皆さま、個人事業者等に仕事を注文する皆さまへ

「個人事業者等の健康管理に関する ガイドライン」を策定しました

このパンフレットでは 「ガイドラインの基本的な考え方」、個人 事業者等の皆さまに「自身で実施していただきたい事項」、注文 者等の皆さまが「注文者等として実施していただきたい事項」な どをまとめています。

このガイドラインは、個人事業者等※1は労働者と同じ安全衛生水準を享 ・ ロッカー・フィース は、 はかずまは から しかい はこの とまれてが です で かっさい かまま かい まずえ 方のもと、 個人 事業者等が健康に就業 するために、 個人 事業者等が自身で行うべき事項、 注文者等** 7 が行うべき 事項や記載すべき事項を 居知し、 それぞれの立場での自主的な取り組みの実施を促すものです。

なお、雇用契約を締結せず、形式的には個人事業者等として請負契約や 準委任契約などの契約で仕事をする場合であっても、個々の働き方の実態 に基づいて、労働基準法上の「労働者」であるかどうかが判断されます。 「労働者」に該当すると判断された場合には、 このガイドラインによらず 「労働者」として、労働安全衛生法等の労働関係法令が適用されることに ご留意ください。

※1 個人事業者等:事業を行う者のうち労働者を使用しないものおよび中小企業の事業主または役員 ※2 注と者等:個人事業者等に仕事を注文する注文者、または注文者ではないものの、個人事業者等 が受注した仕事に関し、個人事業者等が契約内容を履行する上で指示・調整等を要するものにつ いて必要な干渉を行う者

ガイドライン全文はこちら





個人事業者等の健康管理の基本的な考え方

① 個人事業者等

個人事業者等として事業を行う上では、自らの心身の健康に配慮することが

② 注文者等

注文を受けて仕事を行う場合、注文者等による注文条件等が個人事業者等の 心身の健康に影響を及ぼす可能性があります。個人事業者等が健康を適切に 管理するためには、注文者等が必要な措置を譲じることも重要です。 また、個人事業者等が健康に就業することは、当該個人事業者等と継続的に 業務を行う注文者等にとっては、事業継続の観点からも望ましいです。

③ 業種・職種別団体や仲介業者等

個人事業者等や注文者等の取り組みを広く定着させていくため、団体等には 、個人事業者等および注文者等がこれらの取り組みを円滑に実施するごとが できるよう、必要な支援を行うことが期待されます。

健康管理のために実施する事項

個人事業者等は、各種支援を活用しながら、以下の事項を実施してください。

- 健康管理に関する意識の向上■ 危険有害業務による健康障害リスクの理解■ 定期的な健康診断の受診による健康管理
- 長時間の就業による健康障害の防止

- 長時間の就業にふ金健原障害の防止 メンタルヘルス不調の予防 腰痛の防止 情報機器作業における労働衛生管理 適切な作業環境の確保 注文者等が実施する健康障害防止措置への協力

注文者等は、以下の事項を実施してください。なお、個人事業者等が以下の事項 の実施を要請したことを理由として、個人事業者に対する不利益な取り扱いをし

■ 長時間の就業による健康障害の防止

- 注文条件等により長時間就業となり疲労が蓄積した個人事業
- メンタルヘルス不調の予防

一般社団法人宮城県警備業協会 専務理事 高橋 直嗣